平成２２年（フ）第５９２号
盛岡市黒石野２丁目７番51号　安藤アパート201号
債務者　大久保則子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９３号
岩手県北上市村崎野14地割49番地８　市営高屋沢住宅２―403号
債務者　小原ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第９４号
岩手県花巻市星が丘２丁目24番13号、前住所岩手県花巻市上小舟渡402番地１　レジデンスサトウＡ206号
債務者　三上　若子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第９７号
岩手県北上市村崎野14地割214番地　市営塚腰住宅49号
債務者　藤島登喜子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２１１号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目５番20号　古川諏訪住宅１号棟108号
債務者　高橋　和子（旧姓新堂）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
群馬県前橋市南町３丁目50番地２　プラザアン５―Ｄ号
債務者　丹治　　敬
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４９６号
群馬県前橋市粕川町女渕1075番地４
債務者　清水　　彰
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５０７号
群馬県前橋市勝沢町384番地５
債務者　浜名　徳繁
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５０８号
群馬県前橋市高花台２丁目15番地　ＲＢ―504号
債務者　茂木　政彦
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８３号
埼玉県東松山市松本町１丁目２番27号
債務者　中村　暁子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４１８号
埼玉県大里郡寄居町大字富田2904番地20　高柳コーポ１
債務者　大道　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６６号
新潟市東区東中野山１丁目19番13号
債務者　川崎　　信
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０８号
新潟市秋葉区矢代田4371番地１、前住所新潟市中央区鐙３丁目10番13号　第２コーポ青木105号
債務者　壷屋　　薫
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３１号
新潟市中央区浮洲町4704番地２、前住所新潟市南区鷲ノ木新田6766番地25
債務者　関野　敦子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８４号
新潟市中央区上近江１丁目１番46号　レジデンスワタナベ203号
債務者　伏見　佳奈
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９２号
新潟市中央区網川原１丁目５番12号
債務者　中原千鶴子（旧姓浅妻）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９９号
新潟県五泉市今泉426番地１
債務者　阿達　　傑（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部